

## 宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、空き家・空き地バンク制度に関し必要な事項を定めることにより、本市における空き家及び空き地（以下「物件」という。）の有効活用による都市住民と本市住民との交流及び都市住民の定住の促進を図り、もって地域の活性化及び景観の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 本市の区域内に存する建物であって、現に使用せず、又は使用しないこととなるもののうち、使用することができるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 小屋・倉庫・物置・車庫などの附属する建物のみ

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者（第2号及び第4号において「暴力団等」という。）が所有しているもの

(2) 空き地 現に居住の用に供する建物がない更地の宅地又は主として居住の用に供することができない建物がある宅地であって、賃貸及び売買可能な物件をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 表題登記が田・畑などの農地となっており、現況地目が宅地である空き地

イ 暴力団等が所有しているもの

(3) 所有者 物件の所有権を有する者（当該物件が2以上の者の共有に属する場合にあっては、その全員）をいう。

(4) 空き家・空き地バンク制度 この告示に定めるところにより、物件の賃貸又は売買の取引を希望する当該物件の所有者からの申込みにより登録をした当該物件に関する情報（以下「物件情報」という。）及び物件の購入及び賃借を希望する者（次のいずれにも該当する者に限る。）からの申込みにより登録をしたその者に関する情報（以下「利用者情報」という。）を活用し、物件情報を公開するとともに、これらの登録を受けた者に対して物件情報又は利用者情報を提供することにより物件の利活用を促す仕組みをいう。

ア 暴力団等でない者

イ 地域住民との協調の下、地域の活性化に寄与できると認められる者

ウ 市町村民税を滞納していない者

### (物件情報の登録の申込み)

第3条 物件情報の登録を受けようとする当該物件の所有者は、物件情報登録申込書（様式第1号）に必要な資料を添えて市長に提出するものとする。

### (物件情報の登録等)

第4条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みに係る書類の審査を行い、当該申込みに係る物件の調査を、登録希望物件調査依頼書（様式第2号）により一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に依頼する。（た

だし、所有者に希望する不動産会社がある場合はこの限りでない。)

2 所有者は、前項の規定による調査を行った不動産会社に媒介を依頼するものとする。

3 市長は、第1項の規定による書類の審査及び宅建協会等による調査の結果、登録が適当であると認められるときは物件情報登録決定通知書(様式第3号)により、適当でないと認めるときは物件情報登録却下決定通知書(様式第4号)により、当該申込みをした者に通知するとともに、登録を決定した場合は、物件情報登録台帳に当該物件情報を登録するものとする。

(物件情報の変更等の届出等)

第5条 前条の規定により物件情報の登録の決定の通知を受けた者(以下「物件情報登録者」という。)は、当該登録の決定を受けた物件情報の内容に変更が生じたときは、物件情報登録変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 物件情報登録者は、当該物件情報の登録の取消しをしようとするときは、物件情報登録取消届出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(物件情報の登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件情報の登録を抹消し、物件情報登録取消通知書(様式第7号)により当該物件情報に係る物件情報登録者に通知するものとする。

- (1) 当該物件の所有権に異動があったことが判明したとき。
- (2) 前条第2項の規定による届出があったとき。
- (3) 当該物件情報の登録の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (4) この告示の規定に違反したと認めるとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。
- (6) 契約が成立したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、物件情報の登録を抹消する必要があると認めるとき。

(利用者情報の登録の申込み)

第7条 利用者情報の登録を受けようとする者は、利用者情報登録申込書(様式第8号)に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(利用者情報の登録等)

第8条 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みに係る書類の審査を行い、登録が適当であると認めるときは利用者情報登録決定通知書(様式第9号)により、適当でないと認めるときは利用者情報登録却下決定通知書(様式第10号)により、当該申込みをした者に通知するとともに、登録を決定した場合は、利用者情報登録台帳に当該利用者情報を登録するものとする。

(利用者情報の変更等の届出等)

第9条 前条の規定により利用者情報の登録の決定の通知を受けた者(以下「利用者情報登録者」という。)は、当該登録の決定を受けた利用者情報の内容に変更が生じたときは、利用者情報登録変更届出書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

2 利用者情報登録者は、当該利用者情報の登録の取消しをしようとするときは、利用者情報登録取消届出書(様式第12号)を市長に提出するものとする。

(利用者情報の登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者情報の登録を抹消し、利用者情報登録取消通知書（様式第13号）により当該利用者情報に係る利用者情報登録者に通知するものとする。

- (1) 前条第2項の規定による申出があったとき。
- (2) 当該利用者情報の登録の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) この告示の規定に違反したと認めるとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき。
- (5) 契約が成立したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者情報の登録を抹消する必要があると認めるとき。

(物件情報の公開等)

第11条 市長は、第4条の規定により登録をした物件情報のうち個人情報以外の情報について、市のホームページ等適切な方法により公開するものとする。

2 市長は、利用者情報登録者から物件情報提供の依頼があった場合は、物件の所在地及び担当する不動産会社情報を提供するものとする。

(物件の取引に係る交渉等)

第12条 市長は、交渉等については、一切これに関与しないものとする。

(交渉等の報告)

第13条 市長は、この告示の目的を達成するために必要な限度において、第4条2項の規定による媒介を依頼した不動産会社に対し、物件の媒介等に係る交渉等報告書（様式第14号）により交渉等の報告を求めるものとする。

(個人情報の取扱)

第14条 物件情報登録者、利用者情報登録者及び不動産会社は、個人情報保護の趣旨に基づき、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家・空き地バンクから知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）を他に漏らし、又は自分の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、及び利用しないこと。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないように適正に管理すること
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適正に管理すること。
- (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告すること。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示日 令和元年8月5日

宇城市長 様

申請者 住 所  
氏 名

㊞

物件情報登録申込書

宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱の規定に基づき、下記のとおり物件情報の登録を申込みます。また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱を遵守することを誓約し、下記に掲げる全ての事項に同意します。

記

住 所	〒 -		
ふりがな 氏 名	㊞	電話番号	
		F A X	
希望する不動産 会社の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 宅建協会へ依頼		

管理を任せている方がいれば、下記ご記入ください。

住 所	〒 -		
ふりがな 氏名/業者名		電話番号	
		携帯番号	
鍵の管理	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		

- 私の納税状況について、関係機関に調査、照会、閲覧等されること。
- 私が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないことについて、関係機関に調査、照会、閲覧等されること。
- 登録申込みに係る物件を実地に立ち入って調査をされること。
- 登録された物件情報のうち個人情報以外の情報を市のホームページ等に公開されること。
- 管理・希望不動産会社が無い場合には一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会に依頼を行うこと。
- 登録された物件情報及び所有者情報を一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会等に提供されること。
- 物件の賃貸又は売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲内で支払うこと。
- 物件の賃貸又は売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、宇城市には一切責任がないこと。

(添付書類)  別紙1

別紙1 (様式第1号関係)

		登録番号	第 号		
所有者希望	<input type="checkbox"/> 賃貸 月額： 円 <input type="checkbox"/> 売却 建物： 円・土地： 円		建築年月 (年数)	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 築( 年 月)	
所在地	宇城市 町 番地				
物件の概要	面積		補修の要否		利用状況 空き状況： 年 月頃から 使用頻度： ( )に1度程度の使用
	土地	(坪・㎡)	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中		
	建物	1F	(坪・㎡)		
		2F	(坪・㎡)		
	間取り	1F	<input type="checkbox"/> 居間( )畳・ <input type="checkbox"/> 台所・ <input type="checkbox"/> 風呂・ <input type="checkbox"/> トイレ・ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 洋室( )室( )畳・ <input type="checkbox"/> 和室( )室( )畳		
		2F	<input type="checkbox"/> 居間( )畳・ <input type="checkbox"/> 台所・ <input type="checkbox"/> 風呂・ <input type="checkbox"/> トイレ・ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 洋室( )室( )畳・ <input type="checkbox"/> 和室( )室( )畳		
	構造	<input type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨・ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート・ <input type="checkbox"/> その他( )			
	屋根	<input type="checkbox"/> 日本瓦・ <input type="checkbox"/> セメント瓦・ <input type="checkbox"/> その他( )			
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み・ <input type="checkbox"/> その他( )	ガス	<input type="checkbox"/> プロパン・ <input type="checkbox"/> その他( )	
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス・ <input type="checkbox"/> 灯油・ <input type="checkbox"/> 電気・ <input type="checkbox"/> その他( )	物置	<input type="checkbox"/> 有( )㎡・ <input type="checkbox"/> 無	
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道・ <input type="checkbox"/> 地下水・ <input type="checkbox"/> その他( )	庭	<input type="checkbox"/> 有( )㎡・ <input type="checkbox"/> 無	
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道・ <input type="checkbox"/> 浄化槽・ <input type="checkbox"/> その他( )	電話	<input type="checkbox"/> 接続済み・ <input type="checkbox"/> その他( )	
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗・ <input type="checkbox"/> 汲取り / <input type="checkbox"/> 和・ <input type="checkbox"/> 洋			
	テレビ	テレビ配線： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 / すぐに視聴： <input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 不可			
	駐車場	<input type="checkbox"/> 有( 台) [うち車庫( 台)] ・ <input type="checkbox"/> 無			
	その他				
家財	家財： <input type="checkbox"/> 有 (家財の整理・処分について、どのように対応されるかご記入ください。) ・ <input type="checkbox"/> 無				
特記事項	賃貸・売却に際し、注意事項、希望、条件等がある場合は、ご記入ください。				

※宇城市個人情報保護条例(平成19年宇城市条例第35号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

【不動産仲介に関する誓約】


当該物件の売買及び賃貸借契約について、不動産会社を仲介に入れることを誓約します。

自署

印

第 号  
年 月 日

商号・名称  
代表者 様

宇城市長 

登録希望物件調査依頼書


宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第4条の規定により、下記の物件の現地調査を依頼します。

記

- 1 所在地：宇城市 町 番地
- 2 添付資料： 物件情報登録申込書（写）  
別紙1  
土地及び建物の登記事項証明書

第 号  
年 月 日

様

宇城市長 


物件情報登録決定通知書

宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり物件情報を登録しましたので通知します。（※変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。）

記

登録番号	第 号		
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日

様

宇城市長 

物件情報登録却下決定通知書

年 月 日付け物件情報登録申込みについて、下記の理由により却下することに決定しましたので、宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第4条の規定により通知します。

記

登録却下の理由



宇城市長 様

(物件情報登録者)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

物件情報登録変更届出書

宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり登録の変更を届け出ます。

記

登録番号	第 号
変更内容	

※変更内容によって、必要な添付書類が異なるため、登録の変更を届け出る場合は、事前に宇城市まちづくり観光課へご連絡ください。

宇城市長 様

(物件情報登録者)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

物件情報登録取消申出書


宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり登録の取消しを申し出ます。

記

登録番号	第 号
取消理由	

第 号  
年 月 日

様

宇城市長 

物件情報登録取消通知書

宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり物件情報の登録を取消しましたので通知します。

記

登録番号	第 号
取消理由	

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住所  
氏名

㊞

利用者情報登録申込書

宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱の規定に基づき、下記のとおり利用者情報の登録を申込みます。また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱を遵守することを誓約し、下記に掲げる全ての事項に同意します。

記

- 1 私の納税状況について、関係機関に調査、照会、閲覧等されること。
- 2 私が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないことについて、関係機関に調査、照会、閲覧等されること。
- 3 物件を購入又は賃貸することとなった場合は、地域住民との協調の下、地域の活性化に寄与すること。
- 4 物件の賃貸又は売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る報酬について、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲内で支払うこと。
- 5 物件の賃貸又は売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る紛争その他損害が発生した場合は、当事者間においてその解決を図ることとし、宇城市には一切責任がないこと。
- 6 申込みされた個人情報、宇城市個人情報保護条例（平成19年宇城市条例第35号）の規定の趣旨に基づき本事業の目的以外に利用いたしません。

（添付書類）

- 別紙1
- 別紙2
- 本人確認書類（免許証・保険証等の写し）



【希望内容】

移住予定日	頃	希望地	町名： <input type="checkbox"/> 山間部 <input type="checkbox"/> 海岸部 <input type="checkbox"/> 農村部 <input type="checkbox"/> 住宅地
希望形態	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売買	希望物件	<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 土地
希望金額	賃貸の場合： 月額 円以下（予定期間 ） 売買の場合：		
敷地面積	約 m <sup>2</sup> ・坪		
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 平屋 <input type="checkbox"/> 二階建て		
建物面積	約 m <sup>2</sup> ・坪	築年数	年以内
部屋数	部屋以上（ <input type="checkbox"/> 和室 部屋 <input type="checkbox"/> 洋室 部屋）		
設備	<input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ（ 水洗・汲み取り ） <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 畑（家庭菜園） <input type="checkbox"/> 駐車場（ 台） <input type="checkbox"/> ペット（ 種類： 室内・室外 ）		
周辺環境、 徒歩 30 分圏内 に必要な施設	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 小学校 <input type="checkbox"/> 中学校 <input type="checkbox"/> 郵便局 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 駅 <input type="checkbox"/> バス停 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
自ら補修する 意思	<input type="checkbox"/> あり：補修予算（ 円） <input type="checkbox"/> なし		
その他 希望すること			

お問い合わせ先

〒 8 6 9 - 0 5 9 2 熊本県宇城市松橋町大野 8 5

宇城市 企画部 まちづくり観光課

TEL 0 9 6 4 - 3 2 - 1 9 0 6 / FAX 0 9 6 4 - 3 2 - 2 2 2 2

様

宇城市長



利用者情報登録決定通知書


宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり利用者情報を登録しましたので通知します。（※変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。）

記

登録番号	第 号		
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日

第 号  
年 月 日

様

宇城市長 

利用者情報登録却下決定通知書

年 月 日付け利用者情報登録申込みについて、下記の理由により却下することに決定しましたので、宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第8条の規定により通知します。

記

登録却下の理由



宇城市長 様

(利用者情報登録者)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

利用者情報登録変更届出書

宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり登録の変更を申し出ます。

記

登録番号	第 号
変更内容	

※変更内容によって、必要な添付書類が異なるため、登録の変更を届け出る場合は、事前に宇城市まちづくり観光課へご連絡ください。

宇城市長 様

(利用者情報登録者)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

利用者情報登録取消申出書


宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり登録の取消しを申し出ます。

記

登録番号	第 号
取消理由	

第 号  
年 月 日

様

宇城市長 

利用者情報登録取消通知書

宇城市空き家・空き地バンク制度実施要綱第10条の規定により、下記のとおり利用者情報の登録を取消しましたので通知します。

記

登録番号	第 号
取消理由	

宇城市長 様

商号・名称  
代表者

印

物件の媒介等に係る交渉等報告書

下記のとおり報告します。

記

- |   |            |   |    |
|---|------------|---|----|
| 1 | 登録番号       | 第 号   |    |
| 2 | 所在地        | 宇城市 町   | 番地 |
| 3 | 所有者        | 住所<br>氏名  |    |
| 4 | 入居者<br>購入者 | 住所<br>氏名  |    |
| 5 | 種 別        | 売買・賃貸借  |    |
| 6 | 契約情報       | 売買契約： 成立 (契約日： 年 月 日)<br>賃貸借契約： 成立 (契約日： 年 月 日) |    |
| 7 | 契約金額       | 売 買 建物 円・土地 円<br>賃貸借 月額 円<br>契約期間 年 月 日 ～ 年 月 日 |    |